

鳥取県告示第 179 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年 3 月21日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
秋里吉方線	変更前	鳥取市西品治字猿尾間ノ一 424-11 地先から同市天神町 50-2 地先まで	10.3~35.0	1,406.0
	変更後	鳥取市西品治字猿尾間ノ一 424-11 地先から同市天神町 50-2 地先まで	17.6~63.0	1,373.0
		鳥取市行徳一丁目 371-1 地先から同市天神町 72 地先まで	10.3~43.0	676.0